

「長野県移住・子育て向け住まい確保策検討会議PR・取りまとめ等支援業務」
業務委託仕様書（案）

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う、長野県移住・子育て向け住まい確保策検討会議PR・取りまとめ等支援業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項等を定めるものである。

長野県建設部建築住宅課

1 業務名

長野県移住・子育て向け住まい確保策検討会議PR・取りまとめ等支援業務

2 業務目的

本業務は、移住者・子育て世帯等向けの既存住宅の市場流通を促進することを目的として施策検討を行う「長野県移住・子育て向け住まい確保策検討会議（以下「会議」という。）」に係る内容の取りまとめについて、民間事業者の視点を用いてより効果的に行うことを目的として実施する。

3 業務内容

(1) 実施業務

- ① 会議開催にあたってのPR支援（デジタルチラシ作成）
- ② 会議記録作成（グラフィックレコーディング）
- ③ 会議取りまとめ支援（取りまとめ資料の作成）
- ④ 会議取りまとめ結果PR支援（イラストの提供）

なお、詳細な内容は受託者の提案をもとに、委託者と協議の上決定し実施する。

また、会議の内容を踏まえ、受託者及び委託者の協議により実施内容を変更する可能性がある。

(2) 委託期間

契約日から令和6年3月14日までとする。

(3) 業務完了報告

- ① 委託業務完了報告書（任意様式）
- ② 本業務で制作した制作物（電子媒体により納品すること）

(4) 成果品の提出先

成果品については、以下に提出する。

〒380-8570

長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県庁 7 階 長野県建設部建築住宅課

（メール） kenchiku-kikaku@pref.nagano.lg.jp

(5) 実施業務の詳細

① 会議開催にあたってのPR支援（デジタルチラシ作成）

- ・ 会議に参加する者を募集するため、県内市町村、不動産事業者やその他民間事業者をターゲットとした会議のデジタルチラシの作成を行うこと。
- ・ デジタルチラシは、イラストや写真等を用いながら会議の意図を分かりやすく伝えると共に、ターゲットの共感を得られる内容とすること。

【想定仕様】

- 電子データ（PDF及びJPEG形式） 1枚
- 詳細については、契約後、別途打ち合わせにより、決定する。

② 会議記録作成（グラフィックレコーディング）

- ・ 全7～9回程度の会議開催に係る記録として、グラフィックレコーディング形式によりイラスト等を用いながら視覚的に分かりやすく伝わりやすい記録を作成すること。作成にあたっては複数回まとめて作成することも可能とし、最低2回に分けて作成すること。
- ・ 作成にあたっては、議論の要点を捉え、内容を簡潔にまとめること。

【想定仕様】

- 電子データ版（PDF形式） 各1枚（最低2回分）
- 詳細については、契約後、別途打ち合わせを行い決定する。

③ 会議取りまとめ支援

- ・ 会議の取りまとめ結果について、行政関係者、不動産事業者やその他民間事業者向けにイラスト、写真等を使用しながら分かりやすくまとめた資料を作成すること。
- ・ 取りまとめ資料は、会議の取りまとめ結果をより多くの者に共感を得られる内容とするとともに、イラスト等を用いながら視覚的に分かりやすく伝わりやすい資料とすること。

【想定仕様】

- 電子データ版（PDF形式） 1枚
- 詳細については、契約後、別途打ち合わせにより、決定する。

④ 会議取りまとめ結果PR支援

- ・ 県による会議取りまとめ結果の広報活動に使用するためのイラストを作成すること。
- ・ 当該イラストは、会議の中で重要とされた要素（人物・事象等）について分かりやすく表現したものとする。

【想定仕様】

- 電子データ（PNG形式）複数個（5個程度）
- 詳細については、契約後、会議の内容を踏まえ別途打ち合わせにより、決定する。

⑤ その他

会議が開催される際には、現地参加またはオンラインによる参加をすること。

(6) 費用の上限額

- ・本業務の費用の上限額は 330,000 円とする。
- ・費用配分については、最も効果的な業務が行えるよう、委託者と受託者が協議の上決定する。

(7) 協議、打合せ等

業務に関する協議、打合せ等は、委託者が必要とした場合は随時行うものとする。また、協議、打合せ等に当たっては、委託者の指示する資料及び情報の提供を行うものとする。

(8) 留意事項

- ① 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- ② 本業務に関する所有権や著作権は、原則として全て委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利保有物について当該権利を非独占的に使用できることとする。なお、本業務で制作した制作物については、県公式ホームページや県の YouTube アカウントなど、委託者での二次利用を想定しているため、制作段階で、委託者が二次利用できることを考慮して制作すること。万が一、委託者での二次利用ができない制作物がある場合は、その理由などを委託者へ説明し、委託者と協議の上業務を進めること。
- ③ 当該業務を再委託する場合は「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」（平成 30 年 2 月厚生労働省改定）を遵守すること。
- ④ 当該仕様書に記載していない事項等については、委託者と受託者が協議して決定する。
- ⑤ 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得なければならない。
- ⑥ 受託者は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議しなければならない。
- ⑦ 上記の仕様に限らず、よりよい提案を行うこと。